者に係る未納入数量等として、総務大臣が算定して通知した数量とする。

4　都道府県にあつては、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二の規定により平成十五年度から平成二十八年度までにおける軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、翌年度以降の軽油引取税の基準税額の算定にあたり、第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

5　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第六十三号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第七十四号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県及び平成二十九年改正前の省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県にあつては、平成二十三年度、平成二十四年度、平成二十六年度及び平成二十七年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

第十八条　削除

者に係る未納入数量等として、総務大臣が算定して通知した数量とする。

4　都道府県にあつては、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二の規定により平成十五年度から平成二十七年度までにおける軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、翌年度以降の軽油引取税の基準税額の算定にあたり、第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

5　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第六十三号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県及び平成二十八年改正前の省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県にあつては、平成二十三年度、平成二十四年度及び平成二十六年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

（平成十四年四月一日から平成二十八年四月一日までの間に合併を行つたことにより指定都市等に該当しない区域を新たにその一部とすることとなつた指定都市等における事業所税の基準税額の算定方法の特例）

第十八条　平成二十八年度に限り、平成十四年四月一日から平成二十八年四月一日までの間に合併を行つたことにより、指定都市等の区域に該当しない区域（以下この条及び次条において「非該当区域」という。）を新たにその区域の一部とすることとなつた指定都市等における事業所税の基準税額は、第三十七条の規定によつて算定した額に、次の算式によつて算定した額を加算した額とする。

算式

$(A \times \alpha) \times 449$円$+ (B \times 0.273) \times \beta$円

$(A \times \alpha) \times 449$、$(B \times 0.273) \times \beta$に表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　平成28年1月1日現在において、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録された家屋のうち木造以外の家屋で、一般住宅及び農家の用に供する家屋以外の家屋の非該当区域における床面積（地方税法第348条の規定に該当するもの並びに市場及び水力発電所に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の数値又は前年度の事業に係る事業所税の資産割に係る課税の対象となつた事業所床面積の数値（表示単位は平方メートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　経済センサス基礎調査規則（平成20年総務省令第125号）によつて調査した平成26年7月1日現在における民営の事業所のうち産業大分類CからRまでに係るものの非該当区